(2025.12)

教務・学生サービス課受付印

合理的配慮申請書

愛知工業大学長　殿

以下のとおり、合理的配慮を申請します。　　　　申請日　　　年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="3">学生</td><td>学年
（申請日時点）</td><td></td><td>専攻</td><td></td><td>学籍番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏名（よみがな）</td><td rowspan="2" colspan="2"></td><td>携帯番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>e-mail</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">保護者</td><td rowspan="2">氏名（よみがな）</td><td rowspan="2" colspan="2"></td><td>携帯番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>e-mail</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※該当する□に✓を記入してください。

配慮希望期間	年度　　□前期　　□後期
障害名	
障害の内容・病状	
添付資料	※2回目以降の申請で、1回目と同一内容であれば添付不要 必須：□診断書　□身体障害者手帳　□精神障害者保健福祉手帳　□療育手帳 任意：□入学前に受けていた配慮に関する資料　□主治医・相談機関等による資料 □診断書申請中（一か月以内を目途に提出予定）

同意事項

1．障がいのある学生の修学支援は、他の学生との公平性を維持しながら、必要に応じて障がいのある学生が充実した学生生活を送れるように機会均等を目指すもので、結果（例えば単位取得）を保証するものではありません。また、申請前に遡っては適用されないことや、過度の経済的・人的負担を伴わない合理的な範囲内で行われる配慮であり、すべての希望が通るわけではないことを理解し同意します。

2．合理的配慮は、学生本人が修学する上で、授業の方法等を工夫や支援で調整し社会的障壁を解消するものであり、大学が定めるカリキュラム・ポリシーに基づいた教育の目的、内容、本質、成績の基準を変更することや試験や課題を免除するということではないことを理解し同意します。

3．事務手続きの必要から学生本人を呼び出し、連絡応答がない場合には、支援が開始できず対応が間に合わない場合があることに同意します。

4．本申請書に記載した情報及び相談の過程で支援者が知りえた申請者に関わる情報について、必要に応じて情報の一部または全部を支援者間で共有することに同意します。

5．合理的配慮申請書の提出時に添付した根拠書類（診断書・手帳の写し等）のキャリアセンター宛への情報提供

□　希望する　　　　□　希望しない　（今は就職活動を開始しない学生も含む）

□　一部希望する（希望するものに〇：診断書　手帳の写し　検査の結果）

上の同意事項に同意し申請します。

学生自署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者自署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2025.12)

合理的配慮申請書　別紙（授業・学生生活用）

学生	学年 （申請日時点）		専攻		学籍番号	
	氏名（よみがな）					

1．希望する配慮　※該当する□に✓を記入してください。(必ずいずれかに✓を記入してください。)

区分	支援内容	支援内容説明	主な障害の例
授業支援	□　パソコンテイク	講義内容や周りの様子等をパソコンに入力し、文字で伝えること。	聴覚障害
	□　注意事項等文書伝達	課題や試験の指示等、通常は口頭で伝達する注意事項を文書（板書、L-Cam）にすること。	聴覚障害、発達障害
	□　使用教室配慮	授業で使用する教室を、移動しやすい教室等にすること。	肢体不自由
	□　教室内座席配慮	受講しやすい位置にすること。	聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害
	□　録音許可・板書撮影許可	授業内容の録音、板書の撮影を許可すること。	聴覚障害、肢体不自由、発達障害
	□　出席に関する配慮	通院等による遅刻・欠席、体調不良による途中退室を承知すること。※出席とみなすことではありません。	病弱・虚弱、発達障害、精神障害
	□　授業内容の代替、提出期限延長	実技やリスニング等、困難のある授業を別の内容に代替すること、レポートや課題の提出期限を延長すること。※評価基準を変更するものではありません。	発達障害
	□　履修支援	履修登録の補助や支援をすること。	発達障害
学生生活支援	□　通学支援	自動車通学や入構を許可すること。	肢体不自由
	□　情報取得支援	学内行事の案内や休講情報等、必要な情報の取得の支援をすること。	発達障害
社会的スキル指導	□　対人関係配慮	対人スキル指導や対人関係に関するトラブルへの対応を行うこと。	発達障害
保健管理・生活支援	□　専門家によるカウンセリング	臨床心理士等の専門家によるカウンセリングを行うこと。	病弱・虚弱、発達障害
その他	□　上記以外に希望する配慮 （合理的な範囲内のものとする）	上記以外に希望する配慮がある場合は、詳細を以下に記載してください。	

※合理的配慮を申請された場合は、支援内容や障害特性について関係教職員に配慮依頼文書を配付します。

(2025.12)

就労支援申込書　（進路・就職用）

学生	学年 （申込日時点）		専攻		学籍番号	
	氏名（よみがな）					

2．希望する配慮　※該当する□に✓を記入してください。

区分	支援内容	支援内容説明	主な障害の例
進路・就職指導	□　キャリア教育	学生が自身の障害についての理解を深め、必要な支援や職業適性を把握できるように指導すること。	発達障害、精神障害
	□　求人情報提供	障害学生を対象とする求人情報を収集し、学生に提供すること。	全て
	□　就職支援情報提供	障害学生を対象とする就職ガイダンスやセミナー、就職支援サイト、就職支援機関等に関する情報を提供し、紹介すること。	全て
	□　インターンシップ開拓	受け入れ先となる企業等を開拓し、障害学生のインターンシップ体験を支援すること。	全て
	□　就職先開拓、就活支援	障害学生の適性に合う就職先の開拓や、就職活動におけるエントリーシートの作成や面接を指導すること。	発達障害、精神障害

3．上表以外に希望する配慮